

1、概要

<世界遺産と世界遺産条約の意義>

世界遺産とは、人類が共有すべき間著で普遍的な価値をもつ景観や自然を人類全体のために保存を目的として、各国が将来に亘って保護していくことである。

世界遺産にする為には、世界遺産条約に基づく「顕著で普遍的な価値を有すること」である基準が、自然景観、生態系、地形・地質、生物多様性の4項目に分かれている。

<白神山地が登録された理由>

日本国有でかつて国土を広く覆っていたブナ林が、子々孫々と繁殖していることで、そこに取り巻く生態系が循環している事で約500種の多様な植物、44種の哺乳類、クマゲラやイヌワシといった94種の鳥類、約2000種の昆虫が白神山地を取り巻く社会で共存しているのが、世界遺産上である登録基準のうち、生態系での「陸上、淡水、沿岸及び海洋生態系と動植物群集の進化と発達において進行しつつある重要な生態学的、生物学的プロセスを示す顕著な見本であるもの。」に値する。

2、保全管理体制

<法律や条令による管理>

環境省では、白神山地の保全活動をする為に法律で規制することで核心地域と緩衝地域の自然保護を図っている。その法律は、「自然環境保全法」(1992年)と「鳥獣保護法」(2003年)である。

自然環境保全法が適用されたのは、白神山地を世界遺産にするにあたって、世界遺産委員会で管理体制が整っていることが要件であったので、1992年7月環境庁が、白神山地を「自然環境保全地域」に指定した。よって、国が管轄する事で自然公園法と同等の権力を有し世界遺産になった。

また、「環境省、青森・秋田県、林野庁で構成される白神山地世界遺産地域連絡会議」と「環境省、林野庁、文化庁での共同管理計画として、世界遺産地域管理計画」に基づき白神山地全体を一つの法律で規制するより、各部署の適法で包括的に保全管理体制を構成している。

<自然環境保全法の目的>

自然環境保全法とは、ブナの原生林や天然記念動物の生息地域といった一定の要件を満たす区域のうち、自然環境の保全することが特に必要な地域を自然環境保全地域と称し、自然環境保全法で指定及び管理する。

<自然環境保全法の内容>

白神山地には緩衝地域と核心地域が存在する。上記の法律により核心地域では、工作物の新築、土地の形質変更、土石の採集、木竹の伐採などの行為は、環境大臣の許可が必要である。また、保護対象となっている 108 種類の植物の採取・損傷が禁止されている。緩衝地域では、土地の形質変更、土石の採集は環境大臣への届け出制である。

<自然環境保全法の改正>

2008 年に核心地域と緩衝地域においてブナ等の立木損傷被害が発生した。環境省は、自然環境保全法改正をし、一定の区域内における木竹の損傷について現行犯逮捕や注意から任意同行といった行為規制を追加。

<自然環境保全法の限界>

自然環境保全法改正前の白神山地では、木竹による損傷被害が頻繁であったが取り締まる事ができなかった。それは、白神山地の木竹が林野庁所轄の物である為に木々の法律が森林法によって保護されるので環境省による自然環境保全法は適用外になってしまう。また、改正後の保護区域を決めたとしても全体像の把握が難しい自然条件や広範囲に亘る地域が犯人が違法行為をしている現場を見つけることが難しい。

<白神山地世界遺産地域管理計画の位置づけと成立された理由>

位置づけ：各種の管理に関する法律があるが、全ての基盤が管理計画に基づき管理行動をしている。また、白神山地世界遺産連絡会議での関係機関と情報交換をして各省庁の法律に基づき管理行動をする。

成立理由：地元住民の意見としてマタギ文化が消失する。生活圏が失われる。と言った入山禁止を第一に掲げた意見が多く、マナー違反者といった無秩序な者が増加していく事を懸念し 1995 年に策定。

また、行政側は住民には「入山規制の細部の取り扱いについては地元関係者等の意見を聴きながら検討を進めること」と伝えたが、根深 誠氏、曰く、「何の意見も聴き売れず、行政の都合の言い様にされ、マタギ文化が無視をされた。」と行政を批判。

<白神山地世界遺産地域管理計画の目的>

白神山地を保全するために、各種制度で相互に連携を取ることで、適正且つ円滑に管理することである。又、白神山地を初め日本における自然遺産の管理体制の基盤であり、一括で保護する法律を作らない要因の一つであると同時に、様々な法規制が障壁になる。

<白神山地世界遺産地域計画の内容>

白神山地としての遺産を損なわない為に、核心地域では自然の推移に任せ、動植物の生態に影響のある行為や一切の人工物の建築及び土石・動植物の採集は学術研究等の特別の事由が無い限り、規制している。また指定ルート以外での核心地域への入山禁止となる。

緩衝地域では、核心地域に影響が及ばない様に現状維持を第一に掲げる。核心地域に影響を及ぼした際には、厳正に規制する。また、緩衝地域に取り巻いて木材生産は禁止し、人工林があった場合は天然林に移行する。

<白神山地世界遺産地域連絡会議の目的>

保全管理の推進を図るため、関係機関相互の連絡調整を行う。(平成7年7月設置)

<白神山地世界遺産地域連絡会議の内容>

構成機関：環境省、林野庁、青森県・青森教育委員会、秋田県・秋田県教育委員会
活動内容：年一回の連絡会議で、各省庁の事業計画（環境省では、モニタリング等）や市町村との情報交換（入山数や経済効果）、入山マナーの指導（散策ルートにある看板やリーフレット）、ボランティア・林野庁・警察との地域内への合同パトロール。

3、入山規制

経緯

- 1996年 秋田県・青森県とで「白神山地世界遺産地域懇話会」を設置。
テーマ「世界遺産地域核心地域への入山規制。」
対象者：研究者、マスコミ関係者、NGO、地元関係者（弘前市在住）
方法：両県民3000人へのアンケート
内容：白神山地と共生関係が保たれた結果としての今日があるので、世界遺産になったことを踏まえると入山禁止をしない。また、後世に享受する為に、入山者数の制限やルートを決めて、人為的自然影響を軽減する必要がある。
- 1997年6月 両県の「核心地域への入山の取り扱い」について。
青森県：指定ルートのみ入山許可制
秋田県：原則禁止
- 2003年 許可制では、入山者数の正確な把握が難しく、入山マナーが悪い為に向上する為に入山手続きを届出制に変更。

規制する要因とは？

環境省青森県側では、完全に入山禁止をするという方針には、至っていないが、リーフレットで記されている行動がマナー違反者として行政からの処分を下している。

緩衝地域と核心地域への規制

緩衝地域では、核心地域への影響を及ぼさない為に緩衝地域での人為的保全活動を行う。

核心地域では、青森側では、白神山地の生態系を崩さない為に人為の影響を最小限に抑えるために、指定27ルート及び既存の登山道のみ入山可能として、森林管理署、又環境省所轄の管理所への入山の届出が必要。

規制の限界と現在の問題

入山者の入山ルートを規制しても、無届者によって核心地域へ入山をして密漁や山火事の恐れがある焚き火を行う者がいるが、無届者を処罰する法律が無いので取り締まることが出来ない。また、入山者がブナ林等や上記の行動を現行犯で取り締まるのが、広範囲なので見つけるのが困難である。

一番の重要な問題は、世界遺産地域におけるブナ林等への国有林に傷を付けることである。環境省側では、ブナ林等は国有林として行政が保有しているのだから保護する必

要があるのだが、傷を付けられた事件に関しては、自然環境保全法改正によって厳しい処遇をしているが、巡視人数や範囲が限られてしまうので実行現場を押さえるのが難しいのである。

根深誠さんからブナ林等への傷を付ける行為には意味があると言う。行政側では、木に傷を与える事を損傷と呼ぶが、根深誠さんの視点では、それをマタギによる道標としてナタメと呼ぶ。ナタメは、山の神に対しての儀式の一つである、木に自分の名前と住所を刻む事が山の神と名刺交換の意味合いとして山の神から入山を認めているというマタギ文化としての一部が世界遺産登録に繋がっているのだから、マタギの形跡を残すべきである。そして、白神山地のマタギ文化と自然との共生が自然遺産から複合遺産に変更すべきである。

<参考文献>

環境庁・林野庁・文化庁 『白神山地世界遺産地域管理計画』

環境省 東北地方環境事務所 西目屋自然保護官事務所 山崎 麻里 氏へのヒアリング

林野庁 東北森林管理局青森事務所 自然遺産保全調整官 井上 正 氏へのヒアリング

登山家・文筆家 根深 誠 氏へのヒアリング

根深 誠 氏による寄稿、『 2008.11.8 朝刊 東奥日報 7面 オピニオン』